

意見書案第 14 号

不妊治療への保険適用の拡大等を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年12月18日

福岡市議会

議長 阿部 真之助 様

提出者 福岡市議会議員

稲 員 稔 夫

川 上 多 恵

山 口 剛 司

山 口 湧 人

田 中 たかし

川 上 陽 平

大 原 弥寿男

中島 まさひろ

森 あやこ

近 藤 里 美

伊 藤 嘉 人

松 野 隆

天 野 こう

倉 元 達 朗

不妊治療への保険適用の拡大等を求める意見書

日本産科婦人科学会の調査によると、平成30年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最多を更新しました。これは実に約16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。また、晩婚化などで妊娠を考える人の年齢が上がり、不妊に悩む人が増えていることなどから、治療件数も45万4,893件と過去最多となりました。

国においては平成16年度に、1年度当たり10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療費助成事業」を創設し、その後も助成額の拡充や所得制限の引上げなど、段階的に拡充してきました。また、不妊治療への保険適用もなされてきましたが、その範囲は一部に限られています。保険適用外の体外受精や顕微授精は1回当たり数十万円の費用がかかる上に、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を受ける人々の多くにとって過重な経済的負担となっています。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を本年10月から始めていますが、保険適用の拡大及び助成制度の拡充は、早急に実現しなければなりません。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、不妊に悩む人々が安心して治療を受けることができるよう、保険適用の拡大を検討することを始め、次の事項について早急に取り組まれるよう強く要請します。

- 1 不妊治療への保険適用の拡大に当たっては、現在助成対象となっていない「人工授精」を始め、「体外受精」や「顕微授精」、さらには「男性に対する治療」についても保険適用の対象として検討すること。
- 2 不妊治療への保険適用の拡大が実施されるまでの間については、整合性も考慮しながら、回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事を両立できる環境を更に整備するとともに、不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症治療への保険適用拡大についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、  
厚生労働大臣 宛て

議 長 名